

氏名(本籍)	井 ^{いの} 上 ^{うえ} 智 ^{とも} 勝 ^{かつ} (京都府)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博乙第2230号
学位授与年月日	平成18年9月30日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	近世の神社と朝廷権威

主査	筑波大学教授	博士(文学)	山本隆志
副査	筑波大学教授	博士(文学)	浪川健治
副査	筑波大学教授	博士(文学)	根本誠二
副査	筑波大学助教授	博士(文学)	徳丸亜木
副査	國學院大學教授	博士(歴史学)	岡田荘司

論文の内容の要旨

本研究は、近世の神社・神職の解明を通して、在地神社に朝廷権威が浸透して行く過程を究明しようとする。「序論－本研究の関心と研究史的位罫」では、戦後における近世天皇研究・神社研究を整理し、80年代以降の研究で到達した朝廷を組み込んだ幕藩権力という枠組にも、分析の対象・時期に偏りがあり、近世前期・中期における国家支配が不分明のまま残されているとの認識を示す。そして神職のあり方を規定する本所に注目し、本所の保持する権威を重視する。史料としては本所の代表たる吉田家の中心史料の「御広間雑記」を分析の中軸にすえる。

本論は「第一篇 神社管領上吉田家」で幕藩国家に神職本所と公認された吉田家の正当性の所在と18世紀前半までの活動を論じる。「第一章 室町期の吉田家と神祇官」は神祇管領上という吉田家の地位がいかなるものか、それが変形しつつある神祇官制のなかに創出される筋道を考察する。吉田家は古典知識・神話解釈の蓄積のもとに神祇長上なる地位を南北朝期には創出し、文明期に兼俱が神道最高位と本官管領とを併せ持つものとして積極的に使用する。吉田山に移した斎場所は天兒屋根尊を継承した吉田家が勅許された神国第一霊場であり、吉田家の神道解釈は神祇官としてのもので個別神社に優越すると認識している。このように吉田家の神祇官領上は神祇官制・白川家を否定する方式でなく、そのなかに新たな地位を定立するものであった、と論じる。「第二章 神道裁許状と諸社禰宜神主法度」は神祇管領上として神職に発給する神道裁許状が、天文年間以降増加し在地神社に浸透するが、その内容が江戸期には神職の地位・装束許可に収斂していくことを論じる。吉田家は事実上全国の神社の上に立つ集権的編成者になり、幕府はこれを梃子にして神社・神職の一元的統制をはかった。寛文5年(1665)の諸社禰宜神主法度がそれであり、これにより全国的に吉田家から神道裁許状を得る動きが盛んとなり、天皇支配権を分有する吉田家に結ぶ形で在地神社祭祀秩序が形成される。ただ位を持つ神社は別規定であり、また地方には前代以来の地域の本所も残ることとなった、と論じる。「第三章 宗源宣旨」は宗源宣旨を年代別・地域別の蒐集し、戦国期に出現して、元禄期以降には漸増し、享保初年にピークを迎えると指摘する。さらに戦国期の受給理由は、主に、在地社会における怨霊神の神位を上げて崇りを鎮静しようとする動きである。そして元禄・寛保期には、競合に勝

利した神職らが祭神を確定し神社支配権を確立するため、また禁忌解除を求めるため、宗源宣旨を求める事が多く、その結果在地神社では祭祀・社例を変更・確立する例が散見される。「第四章 鎮札・守」は憑きもの落とし、厄災除去に発給される鎮札・守を考察して、神道長上吉田家として発給すること、天文年間に始まり、近世中期に盛んとなること、を指摘する。吉田家の呪力が期待されていることを示すが、在地には厄災解除に各々独自の世界があり、吉田家の方法が貫徹しているわけではない、とする。

「第二篇 吉田家批判の展開」は18世紀中頃以降展開する吉田家批判の動向と神祇伯白川家の本所としての浮上を考察する。「第一章 伝奏附神職の増加」は、吉田家以外に伝奏（本所）を求める動きが、諸社禰宜神主法度の発布された寛文5年直後からみられること、これを求めるのが二十二社・地方大社・新興社であり、公家にも呼応する動きがあることを、まず指摘する。これは法度第二条の解釈論争となり、吉田家は二十二社以外全体を支配しようと意図するが、大坂天満宮などを事例にして、畿内には祭祀・遷宮・改修などで吉田家の干渉を嫌う傾向が顕著となる、と論じる。「第二章 吉田家批判の思想と論理」は、吉田家の執奏で官位を得たことのある名古屋東照宮の神主吉見幸和が享保期に展開した吉田家批判の思想・論理を論じる。吉見の思想は国史官牒をもちいて吉田家正当性の根拠を実証主義的に批判し、天皇中心主義的な神祇界をめざすものであることを確認し、自身の初官や自社神職11人の叙任を吉田家の関与を退けて実現したこと、かれの思想が院・公家に受容されて復古主義が広がり寛延元年（1748）大嘗祭は吉田流によらずに執行されたことを指摘している。吉田家も反論活動を展開するが、後退は避けられなかった、とする。「第三章 神位宗源宣旨の発給停止」は、吉田家の神位宗源宣旨が事実上発給できなくなる過程につき、朝廷側の動向と幕府の関与を扱う。思想界での考証主義的神学者や儒学者の吉田家神位宗源宣旨批判を背景にして、関白一条兼香らは公家社会の復古的傾向を受け、寛保3年（1743）すべての神位は勅裁をへることを官位制度改革の一環として実現する。また將軍綱吉は元禄9年（1696）摂津多田社造営にともなう神位授与を勅裁方式で実現して、徳川氏祖先神社に拡大する。こうした結果吉田家による神位宗源宣旨の発給は、「御広間雑記」の上でも、元文・寛保年間には激減する、と論じる。「第四章 神祇伯白川家の台頭」は寛文9年（1669）の阿蘇社神職をめぐる争論において幕府内でも白川家の存在を重視する林鶯峰の意見（「吉田勘文」）が存在することを指摘し、神職界の吉田家批判をうけて白川家学頭白井雅胤らが「吉田勘文」を参照して白川家を神職本所として認知させる論を展開したこと、宝暦元年（1751）一条道香の支援により白川家に八神殿が設置されたこと、を述べる。ついで宝暦年間以降急激に増大する白川家門人を門人帳調査から示しながら、その具体的経過が主に畿内の宮座神職や下級神職を対象とするものであり、巡回して神職改めを実施する画期的方式で行なわれ、吉田家との激しい争いが各地で展開した、と論じる。

「第三篇 神職本所の拮抗と在地神社」では本所が並立化し朝廷権威は氾濫するなかで、在地の神社は多様な回路で朝廷権威の獲得を目指すことが論じられる。まず「第一章 在地社会における神職官位と執奏家」は安芸国府中村の総社・八幡宮に祭礼のあり方と神職の関係を考察する。本所吉田家から叙位されて総社祭礼を掌握した三宅家が、中世以来の在庁宮人に由緒を持ち正親町家を本所と頼る田所家を排除し、さらに白川家・吉田家双方と結ぶ大呑氏を配下に編成替えてゆく過程を解析する。本所の並立化という状況での在地神社の祭祀をめぐる相論のあり方を幕・藩の動きとともに考察している。つづいて「第二章 在地社会における祭祀組織の動揺と朝廷権威」は、天明2年（1782）の諸社禰宜神主法度の再触により、吉田家は宮座掌握のため神祇道取締役を置き統制を図るが、その時期において吉田家入門する事例を分析する。大坂近郊の小橋村宮座は味原氏の社司が吉田家入門するが、台頭する平百姓に対する優位性を確保するため廻国僧とともに、復古主義・考証主義に基づいた縁起を作成する。これにより宮座成員は味原氏人となり、祭神と直接的に連携することになるが、その正当性を天皇・朝廷に求める傾向を強める、と論じる。「第三章 都市氏神社における祭神改替」は、寛政期（18世紀後半）の都市大坂で増加した下級宗教者が複数の本所と接触し、獲得した呼名で不穏な活動を展開するなかで、従来の町・氏子共同体には依存できない氏神社神

職が本所権威とは別に天皇権威を求める動きを解明する。難波社・座摩社では天皇に近い神や宮廷神を祭神にすえ、それを名所図絵などで宣伝する方法がとられた。これは神職が政治的に台頭しつつある公家と協調するなかで進行したが、神職本所の権威とは別のものであった。

「結論」はまず全体を篇ごとに総括する。第一篇は、本所吉田家の活動の正当性の根拠を明らかにし、それが幕府の神社・神職統制に有効であったため、政治的に利用されて行き、朝廷権威が在地社会に接触する回路を拡大したことを強調する。第二篇の総括では、在地神社・神職に対する事実上の独占的支配権を行使する吉田家に対して、その正当性を批判する動きが、神道思想界や公家社会にひろがり、吉田家権威の基本たる宗源宣旨発給停止となり、神祇伯白川家台頭となる、という道筋を示す。第三篇では、白川家などの本所が多数活動するという、本所並立状況のなかで、在地神社のなかには、自己正当化のために別の形の朝廷権威を求める動きが自発的に起こる、と総括する。その上で、幕藩国家論との関係につき、白川家などの神職編成は反体制的なものではなく、本所の並立は単独本所ではとらえきれない神祇奉仕者を吸収する安全弁として存在した、と論じる。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本研究の独自性は、近世神社界に権勢を振るった吉田家の膨大な「御広間雑記」に取り組み、多くの宗源宣旨・神道裁許状・鎮札を発掘・整理して、本所吉田家・神祇伯白川家と在地神職との関係性を解明し、在地での朝廷権威の受容を幕藩権力との関係で論じているところにある。成果としては、まず朝廷権威を分有する形で吉田家が宗源宣旨・神道裁許状を発給して在地神社を支配下において行く過程が克明に究明されたこと、また幕府も吉田家に依拠して神社界を統制しようとしたことを解明している。ここでは宗源宣旨・神道裁許状の文書論を展開して説得的である。つぎに吉田家批判が思想のレベルだけでなく朝廷・公家世界や在地神社に官位執奏をめぐる動きや寛延元年の朝儀遂行形態に見だし、一条道香など公家上層の政治的動きを明快に指摘し、江戸中期における朝廷勢力の政治的動向の重要性を解明している。また吉田家批判のなかで浮上した神祇伯白川家の新興神社編成を、反体制的なものではなく、幕藩的神社支配のなかでは補完的な役割を果たしたことを明確にしている。さらに在地における新たな朝廷権威受容は、吉田家史料と在地史料が重層する安芸府中・大坂難波社などを事例に、吉田家・白川家などの本所とは別の次元で、皇祖神を縁起に取り入れるなどの形で展開することを提起しているのも、新しい問題提起として価値がある。そして全体を通じて天皇権威を分有する吉田家発給文書が在地では呪力をもつものとして受け入れられていたことを史料的に示したのも成果である。ただ問題点もある。在地寺社・在地社会がトータルに検討されていないため、神職・神位を通じての朝廷権威の浸透がどの程度のものなのか、不分明のまま残されている。また在地社会での呪術をめぐる拮抗状況の地域的・具体的な検討に不十分さを残している。

以上のように、問題点を含むとはいえ、本研究は近世における神社・神職編成のあり方を、幕藩権力・朝廷を視野にいれて本格的に考察したものであり、研究史を大きく前進させている。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。